

特別管理産業廃棄物処分業許可証

住 所 千葉県市原市万田野 2 6 番地
氏 名 杉田建材株式会社
代表取締役 杉田 一夫

優
良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条の 4 第 6 項の許可を受けた者であることを証する。

千葉県知事 熊谷 俊 人



許可の年月日 令和 7 年 11 月 4 日

許可の有効年月日 令和 14 年 8 月 6 日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

焼却による中間処理

(2) 産業廃棄物の種類

- ア 廃油（揮発油類、灯油類及び軽油類に限る。）、
- イ 廃酸（水素イオン濃度指数 2.0 以下のものに限る。）、
- ウ 廃アルカリ（水素イオン濃度指数 12.5 以上のものに限る。）、
- エ 特定有害産業廃棄物（廃油、汚泥、廃酸及び廃アルカリに限り、含まれる有害物質については許可証別紙 1 のとおりとする。）、

2 事業の用に供する全ての施設

許可証別紙 2 のとおり

3 許可の条件

- (1) 受け入れた特別管理産業廃棄物は必ず貯留ピット又は貯留タンクに保管し、速やかに処理すること。
- (2) 事業場の排水は、焼却炉の冷却水として使用し、公共用水域に放流しないこと。
- (3) 廃酸及び廃アルカリの受入れ等に当たっては、許可申請書に添付された廃液受入手順書のとおり実施し、引火性物質の混入や、廃液の反応に伴う引火性物質の発生がないよう管理を徹底すること。

4 許可の更新又は変更の状況

平成 13 年 3 月 15 日 新規許可
令和 7 年 11 月 4 日 更新許可（優良認定）

5 規則第 10 条の 16 第 2 項の規定による許可証の提出の有無 有・無

（以下余白）

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 8 条の 4（委託契約書に添付すべき書類）には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

複写不可
本朱印無きものは無効

許可証別紙 1

特定有害産業廃棄物の種類

(産業廃棄物のうち下表○の有害物質を含むことのみにより有害なものに限る。)

有害物質\産業廃棄物	鉍さい	ばいじん	燃え殻	廃油	汚泥	廃酸	廃アルカリ
水銀又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
カドミウム又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
鉛又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
有機燐化合物	—	—	—	—	—	—	—
六価クロム化合物	—	—	—	—	○	○	○
砒素又はその化合物	—	—	—	—	○	○	○
シアン化合物	—	—	—	—	—	—	—
P C B	—	—	—	—	—	—	—
トリクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
テトラクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
ジクロロメタン	—	—	—	○	○	○	○
四塩化炭素	—	—	—	○	○	○	○
1, 2-ジクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
シス-1, 2-ジクロロエチレン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 1-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 1, 2-トリクロロエタン	—	—	—	○	○	○	○
1, 3-ジクロロプロペン	—	—	—	○	○	○	○
チウラム	—	—	—	—	○	○	○
シマジン	—	—	—	—	○	○	○
チオベンカルブ	—	—	—	—	○	○	○
ベンゼン	—	—	—	○	○	○	○
セレン又はその化合物	—	—	—	—	—	—	—
1, 4-ジオキサン	—	—	—	—	—	—	—
ダイオキシン類	—	—	—	—	—	—	—

(以下余白)

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

複写不可
本朱印無きものは無効



許可証別紙2

事業の用に供する全ての施設

施 設 の 種 類 (許可年月日及び許可番号)		処 理 能 力 又 は 保 管 量 (設 置 年 月 日)	数 量	設 置 場 所
焼 却 施 設 (施行令第7条第3号、 第5号、第8号、 第13号の2) (平成15年1月31日、 第14-1, 2, 3-1-115号)		汚 泥 45.2 t/日 (1.883t/時×24時間) 廃 油 68.3 t/日 (2.845t/時×24時間) 廃 酸 38.5 t/日 (1.602t/時×24時間) 廃アルカリ 38.5 t/日 (1.602t/時×24時間) (平成16年5月12日)	1	千葉県市原市万田野 字中将塚 481番2、 481番4、 482番 字大籠 479番3 字谷留義 483番11、 483番13、 483番18
汚 泥 の 貯 留 ピ ッ ト		15 m ² 30 m ³	1	
廃 油 の 貯 留 タ ン ク		15 m ³	1	
廃 酸 の 貯 留 タ ン ク		50 m ³	1	
廃 ア ル カ リ の 貯 留 タ ン ク		25 m ³	1	
燃え殻保管施設	燃え殻選別ヤード	35 m ³	1	
	燃 え 殻 貯 留 ヤ ー ド 1	84 m ³	1	
	燃 え 殻 貯 留 ヤ ー ド 2	68 m ³	1	
	燃 え 殻 貯 留 ヤ ー ド 3	49 m ³	1	
	再資源化物ヤード	69 m ³	1	
ば い じ ん 貯 留 ヤ ー ド		65 m ³	1	
処 理 後 の 水 銀 含 有 ば い じ ん 置 き 場		12 m ³	1	

(以下余白)

この許可証の写しは、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律施工規則第8条の4(委託契約書に添付すべき書類)には該当しません。また、この許可証写しを使用した営業活動及びそれに類する行為を禁じます。

複写不可
本朱印無きものは無効